

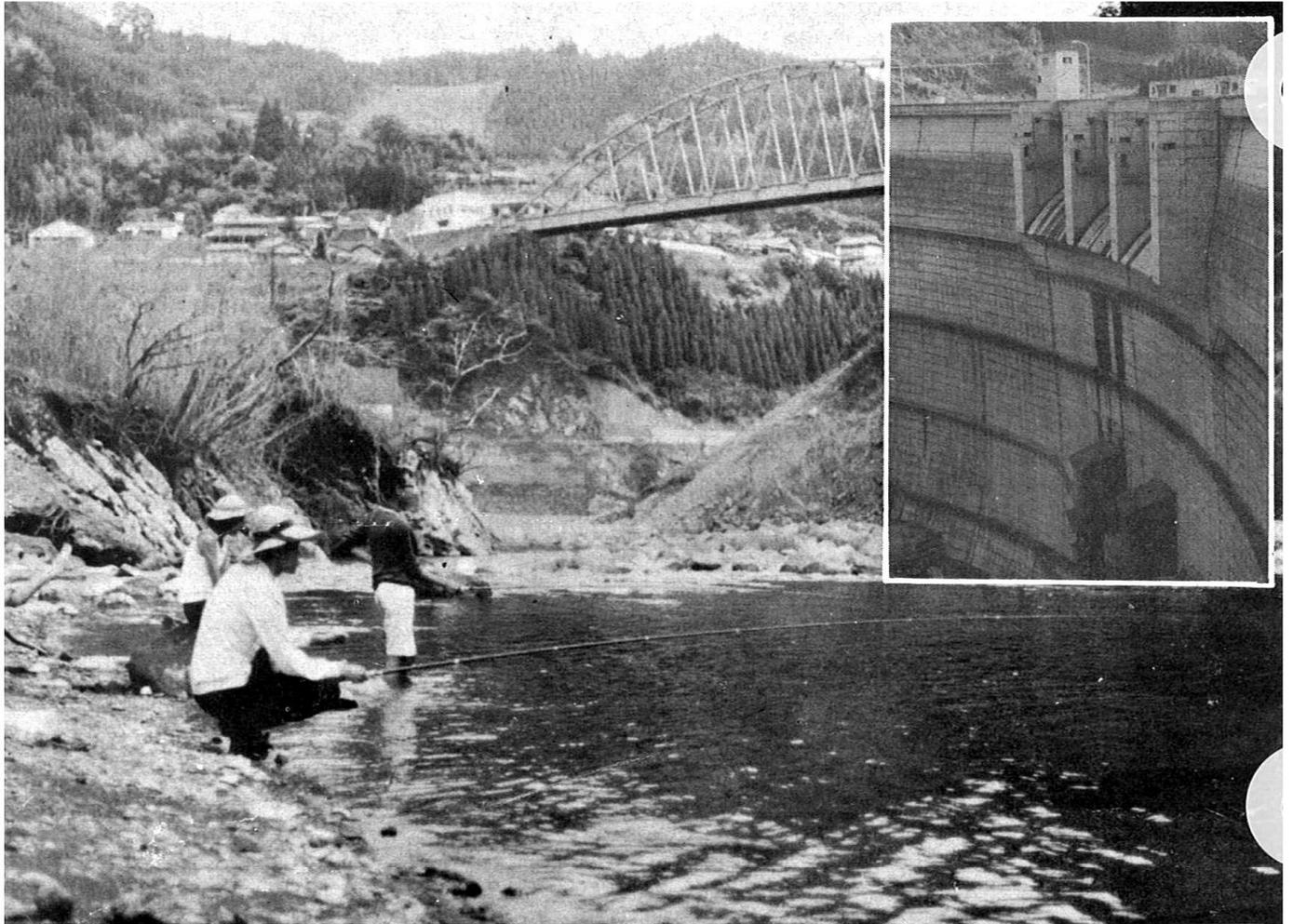
広 報

なかつ先

50年6月号

第138号

発行所  
編集発行人  
大分県・日田  
中津江村  
斉藤隆一



波は知るばかり

波は小さなものばかり  
わずかの空間も見せず  
乾いた唄を奏でる

波は考えることばかり  
怪しい苦痛に光り  
あわたたしい急ぎよう

波は見えなくなるばかり  
気高き踊りの中に  
しのおもの一滴  
波は……知るばかり

人口の動態

昭和50年5月31日現在	
人口	2,445人
男	1,157人
女	1,288人
世帯数	606戸

# 「国土利用計画法」

## 地価の安定と有効利用を！

日本の国土は三七万平方キロメートル、この中に一億以上の人が住み、生活や生産の共通の基盤として利用しています。

これは三、三〇〇平方メートル(三反三畝歩)当り一人住んでることになり、中津江村では三八、〇〇〇平方メートル(三町八反歩)当り一人の計算になります。昔から日本人は狭いながらも豊かな、自然に恵まれたこの国土を十分に生し、生活をしてきました。

ところが近年、日本は高度な経済成長をなし、産業構造の急激な変化にともない、農山村の人口は自然に都市へ流失、過疎、過密の現象がおこり健全な地域社会の営みがむずかしくなってきました。

このようになってくると都市では無理な宅地造りを始め、農山村では自然を破壊してまで大規模な開発を行ない、土地の移動が著しくなり地価が値上りし、土地利用に混乱をまき起します。

そこであらまし次のような三つを主な柱として「国

- 土利用計画法」の制定がなされ、昭和四十九年十二月二十四日施行されました。
- ① 土地利用基本計画の策定
  - ② 地価の値上り防止を図るための土地取引の規制
  - ③ 遊休土地を公共福祉優先の立場から有効な利用

### この法律を支える 三本の柱と特徴

#### 1、土地利用基本計画

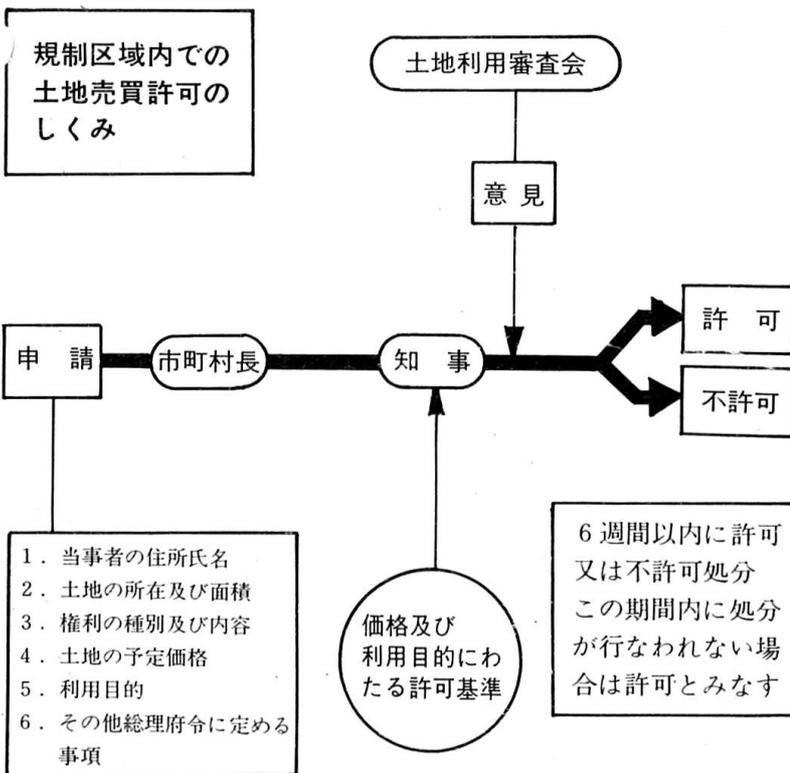
この計画は、知事が町村長の意向を十分に汲みとり国土利用計画地方(県)審議会の意見をきいて制定し国の承認を受けることになっています。

土地利用の基本方向を示すことと、その利用目的の良し悪しを判断するときの基準となるものです。

#### 2、土地取引の規制種類

土地を金もうけのために売買することや、地価の値上りは私たちの生活に大きな影響をもたらすので、土地の移動に規制がされるものです。

この法律の特徴としては法律に定められた権限は、ほとんど知事に委ねられており、売買などで土地の所有権移動をする場合、みなさん方は知事に相談することになり、町村長がその仲立ちをするものです。



土地取引の規制の適用は

場所や場合によって異なりますが、大きくは許可制、届出制、事前確認制の三つに分けられます。

◎許可制の適用  
都市計画区域、または都市計画区域外でも、土地の値上りを目的に土地取引が盛んに行なわれる地域を、知事が土地利用審査会の確認を得て、五年以内の期間で規制区域を定めます。

この区域内では、土地の売買などの契約をするとき、

知事の許可が必要となるものです。(本村該当なし)

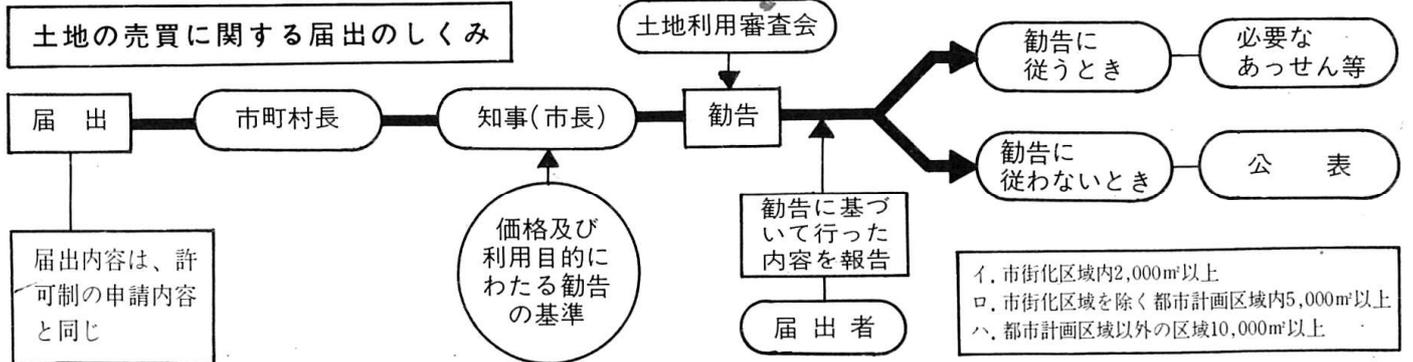
◎届出制の適用

土地の売買などの契約をするとき届出が必要となるのは、市街化区域で二、〇〇〇平方メートル以上、その他の都市計画区域では五、〇〇〇平方メートル以上その他の地域では一〇、〇〇〇平方メートル(約一町歩)以上のとき届出が義務づけられ、六週間以内は契約ができなくなりました。

また、届出によりその土地の利用の目的や価格が、周辺の土地に比較して高かったり、土地利用基本計画にてらして適正でなかったりする場合、知事は注意(勧告)を与え、それに従わないときは公表をして、住民の方々に批判をしてもらうということになります。

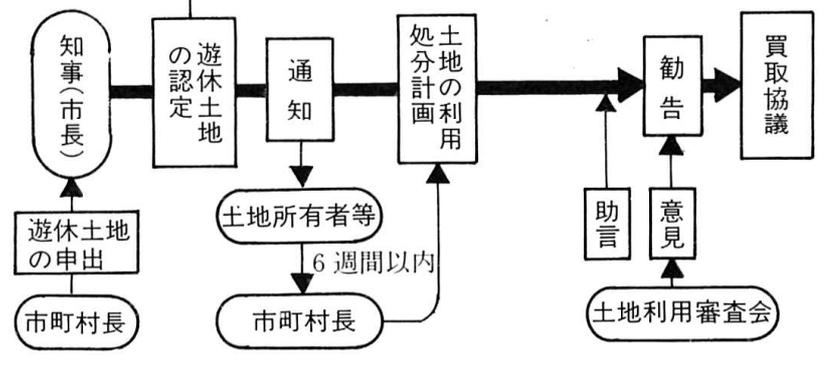
届出をせずに売買等の契約をしたり、偽りの届出をした者には、六ヶ月以下の懲役、または三〇万円以下の罰金という罰則が課せられることになっていきます。

◎事前確認制の適用



遊休土地に関する措置

1. 届出を要する面積以上の広がり土地
2. 取得後3年以上経過した土地
3. 利用されていない土地
4. 有効かつ適切な利用を確保すべき土地
5. なお、すでに取得されている遊休土地(昭和44年1月1日以降に取得されたもの)についても、この法律の施行の日から2年以内に限り遊休土地である旨通知することができる



3、遊休土地の有効利用  
私たちの生活上、または経済的にみて、なんにも利用されていない、いわゆる休んでいる土地について、正しく役立つように利用を進めようということです。

これは許可、または届出をして契約をした土地が三年以上たっても、当初の目的通りに使われていない場合、知事は県または市町村長の申出に基づいて土地利用計画について具体的に方針などを届出る仕組みになっています。計画についての指導を行なってゆき、早く正しく役立つ利用を促進してゆくものです。

1町歩以上には必ず届出を

国土利用計画法により、私たちの周囲の国土と自然環境は守られ、住宅問題をはじめ文化的な生活環境と、生きるために必要な産業の基盤を育て、豊かな町と村ができます。

この法律は、昭和四十九年十二月二十四日から施行されており、本村で実面積が一〇、〇〇〇平方メートル(約一町歩)以上の土地を売買契約などしようとするときは、必ず届出をされるよう、みなさん方のご理解とご協力をお願いします。届出の内容は、譲渡人、譲受人の住所氏名(印鑑必要)、土地の所在および面積、権利の種類、土地の予定価格、利用目的などです。なお添付書類としては、土地登記簿謄本 一通、土地登記簿謄本 一通、字図の写し 二通、五万分の一地図 二通、土地周辺見取図 二通となっており、窓口は企画課で受けつけています。

# 不法漁獲

## 被害莫大!!

津江漁協では組合設立以来、漁場内の魚族の保護と繁殖につとめています。

毎年多額の子算を計上し各種稚魚の放流や孵化をし繁殖を図り、組合員みなさんの捕漁に十分供給し得るよう努力しています。またこの村は山紫水明と緑と水のキャッチフレーズによる観光事業として村外からの釣客の勧誘に一役買っているもので、漁場及び魚族は組合員各位の共有資産であり、さらには村の天然の観光資源でもあります。

漁協はこの資源を保護し魚族の繁殖のためにあらゆる対策を講じています。しかし、ごく一部の不心得者のために時々漁場が荒されることがあります。それは不法漁獲による川魚の捕獲です。爆発物の投入、劇毒物の投入等、密漁によるものであり、その被害は莫大

なりました。特に劇毒物投入はあらゆる魚を、果てはその川流域全部の魚族を一瞬にして死滅させてしまいます。今年の一月(元旦)か二、三日頃(梅野川及び藤蔵川に毒物を投入したものがいます。両川とも全魚族が死滅してしまいました。組合ではこの違反者を摘発すべく調査した結果、ほぼ目ぼしはつきりましたが、はっきり証言する目撃者がい



昭和49年7月 コイ放流

なかつたため不問にしていますが、これからもこうした事件が発生することが予想されますので嚴重に取締り、違反者は徹底的に調査し、その筋による処分を期することとしています。

今後こうした事件の発生または違反者を目撃した場合は速かに漁協事務局または警察に通報して下さい。重要な観光資源として組

合員共有の資産を心なきものから守るためには漁協はもちろん組合員一人一人が常に気を付けなければなりません。組合員各位のご協力をお願いいたします。違反者を見つけたら必ず届け出て下さい。火薬取締法違反、劇毒物取扱法違反、共同漁業権行使規則違反等それぞれの罪により処罰されます。



## 美しい自然を いつまでも

河川(谷)に

### 汚物を捨てないで!!

美しい緑の山と蒼い澄みきつた水の流れは津江山系自然公園の美観であり、この村唯一の観光資源でもあります。まさに山と川、緑と水はこの村のかけがえのない大自然の財産といえましょう。わたしたちは、このかけがえのない財産をこわすことなく、荒すことな

く、そして汚すことなく、みんなで保護しなければなりません。とくにこの村の川はいまだ公害に汚染されず清潔です。これからも絶対に汚さず、濁さず、清らかな流れを守らなければなりません。ただ残念なことに、ごく一部の心ない人たちのため

にきれいな川と水が汚されたりすることがあります。それは時々、谷や川に廃棄物を投げ捨てる人がいます。空かん、空びん、廃油、動物の死体、それに人糞尿等です。とくに人糞尿は雨によつて増水した時を見計つて夜にこれを投げ捨てる人がいます。非常識というか無暴というか、いう言葉がありません。昔と違って今は処理衛生車がいつでも利用できるのに公共の川を平気で汚すことは絶対に許されたいと思いません。今後こうしたことのないように村民一体となつてこれを監視しなければならぬと思います。また、こうした違法なことをした人は河川法、廃棄物の処理、清掃に関する法律によつて処罰されます。六ヶ月以下の懲役または五万円以下の罰金の処罰があります。美しい自然の山と川をいつまでもこのままの姿で未来まで永遠に遺産として残したいものです。

# さげられない

## 給食費値上げ

新年度を迎えるといつも問題になるのが給食費です。児童に少しでも良いものをもとって思いますが、この四月から給食用パンが約二十五%、副食物が十三%値上りし、また牛乳も値上げの予定とのことであり、このような値上りではそれも困難な状況で今年度も値上にふみきりました。

なにかとテレビ、新聞紙上では是非が問われている学校給食です。しかし学校給食が子どもたちに食事を便宜的に提供するだけなら物資の豊富な昨今、学校給食の必要はないと思えます。しかし学校給食がまたとない教育の場であり、たとえ物があろうがなかろうが学校給食は学校教育の重要な一環としてその存在は意義のあるものと思えます。学童の発育と身心の健康をめざしてこれからも「おいしい給食」「喜ばれる給食」

を実施するため頑張りますのでよろしくご協力お願いします。

なお参考までに近接市町村の給食費の状況をお知らせします。本村では小学校百五十円、中学校二百円、補助しますので、父兄の負担は小学校二千五百円、中学校二千三百円となります。また昨年より給食内容の多様化をはかるとともに、小中学校児童生徒の健康増



進をはかる目的でミカンジュースを四月より十月まで月四回飲用してはいますが、その代金のうち県が1/3、村が2/3の補助をしています。補助を出しているのは本村だけです。

### 各市町村給食費状況

○印はセンター方式

	小学校	中学校	週6日	備考
中津江村	2,200円 (2,050円)	2,500円 (2,300円)	6	( )は父兄負担額 11ヶ月徴収
上津江村	1,800	2,100	6	11ヶ月徴収
○大山町	1,700	2,000	5	" (値上げの予定)
○前津江村	1,750	2,000	5	12ヶ月徴収
○天ヶ瀬町	1,700	1,900	5	11ヶ月徴収 (値上げの予定)
○日田市	1,950	2,300	5	"
○玖珠町	2,000	2,300	5	"
九重町	2,000		5	(3月調整)
○飯田給食センター	2,100	2,500	6	12ヶ月徴収

### 第6回

## 夏季ソフトボール大会

### 丸蔵・初優勝

で熱戦がくりひろげられ次のような結果になりました。

Aパート

川辺 B 2 | 15 丸蔵 A ○

野田 B 11 | 12 川辺 B ○

○丸蔵 A 17 | 0 野田

Bパート

○鯛生 B 17 | 3 丸蔵 B

丸蔵 B 8 | 15 川辺 A ○

○川辺 A 11 | 3 鯛生

優勝戦

○丸蔵 A 10 | 3 川辺 A

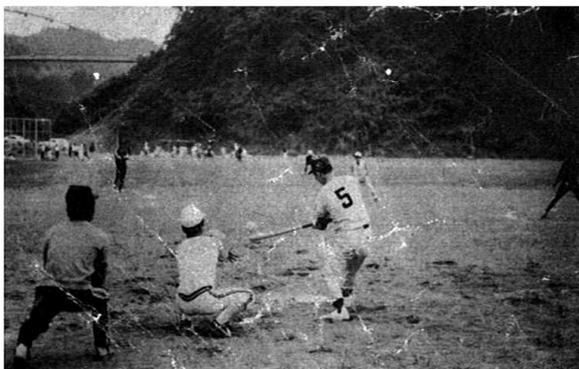
丸蔵 A チームは本大会初優勝をなしとげ、六月二十九日栃原グラウンドで開催される郡体の中津江村代表となりました。当日は頑張ってくれるものと思えます。

絶好のスポーツ日和にめぐまれた六月十五日に、第六回夏季ソフトボール大会(体育協会主催)が郡体予選をかねて栃原グラウンドで開催されました。

参加チームは野田、川辺 A、B、丸蔵 A、B、鯛生の計六チームで郡体出場権をかけて争いました。

午前八時半より開会式を行ない、九時から A、B パートにわかれて試合を行いました。

A パートでは、野田、川辺 B、丸蔵 A、B パートでは川辺 A、丸蔵 B、鯛生にそれぞれ分れてリーグ方式



〈健康メモ〉

# 成人検診をおこないます

田植えを終えて、忙しい中にも、ほっとした感のする頃でしょうか。仕事で体を使った後の体の状態はいかがですか。みなさん一人一人気をつけていることと思えます。

さて、役場では、毎年行なっている成人検診を七月中に四日間、各校区別に実施するつもりでいます。この検診では、成人病の検診として、体重、身長、血圧測定、検尿、必要な人には

心電図検査、診察を行なう予定です。また今回は、成人病の検診とあわせて、貧血検査も行ないます。

常日頃、自分は全く健康だと自信を持っている方、三十才〜四十才台の方にこそ、特に検診を受けていただきたいのです。検診は、病気を早く発見するのも一つの目的ですが、それよりも、自分の体は今どのくらい健康であるのか、自分ではっきりと知るためのも

のなのです。今回は、各校区別で行ないますので、より多くの方に受けていただけると思っています。

中津江の場合、何の検診をとってみても、津江の中で一番、受検率が少ないのです。交通の便からみればかえって、前津江、上津江の方が不便ですし、経済面産業面からみても、大差はない状態です。それにもかかわらず、検診の受診率が低いのは、どういうこと

でしょうか。自分の体を一番気使うのも自分。自分で健康を守っていく以外にないと思えます。健康を守っていく上で、検診などを大いに利用してほしいのです。あくまでも主人公は、皆様個人個人なのです。

今回は、貧血検査も行ないます。保健婦は朝八時半〜九時夕四時〜五時の間は必ず役場にいるようにしています。お気軽にご連絡下さい。

## 第一回製茶品評会

### が開催されます

第一回製茶品評会が開催されます。

中津江村茶業協会主催の第一回製茶品評会が六月二十七日、中津江村公民館に於て開催されますので、生産者は多数出品して下さい。出品される方は煎茶、釜茶いずれも二〇〇グラム程度の袋に入れて六月二十五日まで役場の産業課まで出して下さい。審査は二十七日

日、午前九時から開始され正午までに終了し、午後一時から一般観覧に供します。

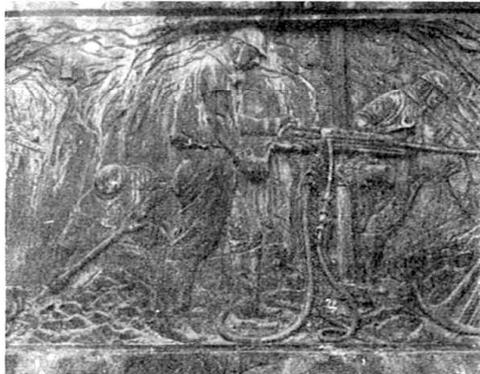
また、午後一時から褒賞式が開催され、入賞者の褒賞と村長、農協長はじめ、各種の副賞も授与されます。なお出品者全員に参加賞を進呈します。各生産者の出品と農家をはじめ、一般の方の観覧をお願いします。

## 文化財紹介(7)

### 鯛生金山の慰霊碑

鯛生金山は、明治三十一年に田島儀市氏や鹿児島県の南郷徳之助氏等、数人の共同出資によつて開発されて以来、昭和四十五年に休山になるまで起伏の激しかった

長い歴史のなかで百二十余人の犠牲者があった。この犠牲者の冥福を祈るため昭和十四年に殉職者慰霊之塔が建立された。この塔に金山の作業を模した銅の铸造製の三面が飾られている。この作者は長崎県出身の彫塑家北村西望先生の作品である。先生の略歴は、明治十七年十二月十六日生れ、明治四十五年東京美術彫塑部を卒業し、大正四年に文展に入賞以来、東京美校の教授や美術院会員、日本芸術院会員などの要職を経ておられる。主な作品と



して長崎市原爆中心地にある平和神像がある。大分県の有名な彫塑家朝倉文夫先生の後輩にあたり先生の紹介によつて製作されたと伝えられている。

# 声



投稿をお待ち  
しています

あなたの欄です

広報なかつえに連載されている「文化財紹介」を見て、中津江にもこんなに古い歴史があったのか、こんなにたくさんのお名所、古墳があったのかと今更ながら驚きと誇りを感じます。

この村に住みついて三十年、記憶の悪い私にも初めてこの土地に来た頃の事は忘れられません。今とは違って舗装もしていないカーブの多いがたがた道をゆられゆられて、この先まだ道



三十年前を一人でなつかしむような事になりましたが、この土地の有形、無形の文化だけは、大事に大事に残してゆきたいと思えます。  
—引野 清水フミ—

はあるのかしら、地球の果てにでも行くのではないかと何度思ったかしれません。見るものすべて珍しく、天井からつられた自在かぎ、足踏みのからうす、五、工門風呂、また、聞く言葉は全然わからず、何度も聞き返してようやく意味をくみとったり……それが今では津江べん丸出しの津江ものになりました。

若い人達がどんどん都会に出て行くけれど、いつかその人達も古代から続いたこの文化をなつかしんで帰ってくるような、そんな気がします。



山本 真弓タマノ (61才)

これといって別に意識はしていないが、病気になると思ったら早目に治療す

ることになっています。計画的に一日を過ごし、野菜づくりなどをして体を動かすことに心がけています。睡眠時間は七時間程度で夜十一時ごろから朝六時ぐらいまで、食事は好き嫌いはなく、きまった量を何でもおいしくいただいています。暇な時、孫たちと話したり、遊ぶことも若返る秘訣？でしょうか。

## 私の健康法 (1)

よけいに歩くこと、一日一回は汗をかくこと。精神的にはあまり気苦労をしないこと。

いこと。

毎朝十分程度の体操をしています。また入浴後はも一度、冷水で体をこする。

睡眠時間は九時間、夜九時から朝六時。食事は麦を少し入れ、きまった量で間食は絶対にしません。

今一番気を使っていることは血圧で月に一度は健康で、ありがたいと思っています。



川辺 梶原 巖 (77才)

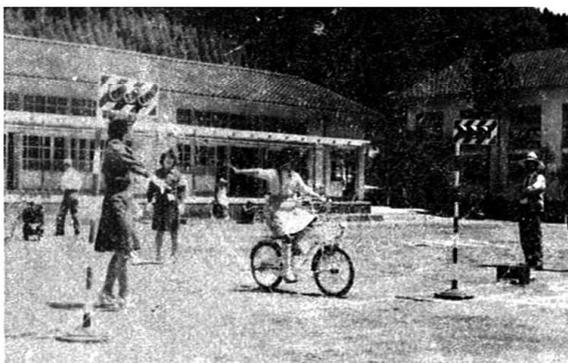
## 交通安全教室

勉強しました

五月二十二日、午前十時から川辺小学校、午後一時から丸蔵小学校で交通安全教室をおこないました。

日田交通安全協会から女性指導員二名と中津江村交通指導員八名の協力で、信号機のある交叉点の渡り方、自転車の通行方法等、大変熱心に勉強しました。

今後の交通事故防止に大いに役立つことと思えます。



# 中学校陸上競技大会

## 中津江中 総合優勝 鯛生中 敢闘第一位

五月二十一日、大山中学校グラウンドで郡内七中学校が参加して、中学校陸上競技大会が開催されました。

### (中津江中学)

中津江中学校選手団は昨年六連覇の後、二位に甘んじ、今年は雪辱の意気に燃え、見事、総合優勝を飾りました。

特に女子陣は大活躍で、女子十二種目中八種目に優勝、全種目を通して男女共練習記録を大中にのばして中津江中強しの印象を与えました。このことは選手のみならず、これを支えてきたマネージャーの日頃から運動場の整地、選手の世話等を忘れてはならず、全員が一丸となって真剣にとりくんでの勝利だと思いません。

### (鯛生中学)

在校生五十六名のうち、三十二名の生徒が正選手として出場、小規模校である

ための不利な条件のもとでほとんどの選手が入賞し、総得点としては大規模校におよばないが、在校生一人平均の得点になおすと、総合優勝した中津江中学にわずかの差をつけて堂々敢闘第一位となりました。

鯛生中学としては初めてのことで、この受賞は大きな喜びであり、はげみとなり、今後の競技会参加の活躍に期待されます。

※優勝者……中元美貴(一女百)、宮部京美(一女百) 高木理恵(一女二百、四百) 津江昌子(二女二百、四百) 伊藤錦市(二男八百)、二女四百リレー、三女四百リレー、嶋村仁己(走巾)、平野和生(砲丸) 以上中津江中学・石貫法恵(砲丸) 鯛生中学

## 注意！風水害の季節です

毎年各地で風水害が発生して尊い人命及び住家等、多くの財産を失っています。がけくずれや水害の危険のある場所、道路の決壊の予想される所は十分気を付けて下さい。常にテレビ、ラジオの気象情報に気を付けて下さい。

特に夜間は大きな災害が発生しますと停電になり、逃げ場を失う恐れもありますので懐中電灯等を用意しておきましょう。万一、災害が発生したら早急に役場か消防団へ連絡して下さい。

## 保母試験がおこなわれます

昭和五十年大分県保母試験がおこなわれます。

※期日：七月二十九日から八月一日

※場所：大分県立大分商業

高等学校

※申し込み、資格、試験内容を詳しくお知らせになりました方は住民課まで

## 人権法律相談所開設(無料)

裁判をして勝つ見込みはあるが、訴訟費用がないため困っている方はご相談下さい。

※日時：六月三十日、午前十時から午後三時。 ※場所：中津江村公民館

※相談内容：金品の強要・営業防害・借地、借家の問題・交通事故の問題・名誉信用侵害・扶養の問題・その他法律問題。 ※相談担当者：法務局職員及び武内頼夫氏。

## 郡体日程―応援をよろしく

六月二十九日―ソフトボール(栃原グラウンド)、卓球(中津江中)、野球(未定)、七月七日―剣道(前津江中)、バドミントン(上

津江公民館)、バレーボール(中津江中)、七月十三日―陸上(大山中)。 村内でおこなわれる種目

## 雑記

※最近、とみに交通事故がふえています。幸い当村には少ないようですが、油断は禁物。

交通事故の傷害にはいろいろありますが、やっかいなものに、「むちうち症」があります。その時には痛まなくても日がたつにつれ首が廻らなくなり、この後遺症は大変なものだそうです。お金で首が廻らないのと、どちらがきついのかわかりませんが、現代の病といえます。

※梅雨明けにはまだ間があると思っているうちに、カッと焼けつくような強い日射しが照りつけて、暑さはいよいよ加わってきました。夜になるとさすがに津江と思わせる涼しい風、蛍の光がポツンポツンと情緒をしのばせてくれます。

※スポーツシーズンとなり、このグラウンドでも野球ソフトとたけなわですが、今年も事故が多くています。準備運動をお忘れなく。